

厳しい環境にある子どもへの支援について

ヤングケアラーへの支援の充実

専門人材（スクールソーシャルワーカー）と関係機関との連携強化を軸とした
厳しい環境にある子どもたちへの支援強化策

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題でもあり、子ども自身が声を上げにくく、課題が表面化しづらい構造にある
このため、学校や、ケアを要する家族の支援関係者など、周囲の大人が子どもの置かれている状況に気づき、支援につなぐことが必要

福祉・教育・介護・医療の各分野が連携した庁内検討チームにおいて、ヤングケアラーの社会的認知度の向上や、早期発見・支援のためのネットワークづくりなどを総合的に推進し、来年度から3年間の「集中取組期間」に先駆けた取組を展開していく

今後の取組の方向性

1 社会的認知度の向上（周知啓発）

ヤングケアラーの認知度の向上により、「子どもが孤立せず誰かに相談できる」「周囲の大人が課題に気づくことができる」「家族のケア関係者が家庭内の子どもへの配慮を日常的に意識する」環境づくりを推進

子ども 中高生を対象とした実態調査 【R4年度】
「ヤングケアラー」を生活に身近な問題と捉え、理解を深めることができるインターネット調査を実施

県民 周知啓発フォーラムの開催 【R4年度】
学生や支援者等を対象とした啓発フォーラムを開催

関係機関 広報資材を活用した周知啓発 【R4年1月～】
県内の医療機関や介護・障害等のケア事業所へのポスター・リーフレット等の配付、メディアによる情報発信（国事業と連携）など広報活動を強化

関係機関 福祉・教育・介護・医療の各分野の研修等を通じた周知 【R3年度～】
地域で子どもや家庭を見守る方々や団体への周知啓発 【 " " 】

【児童福祉】子ども家庭支援員、要対協担当職員、保健師等 【教育】教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
【高齢】地域包括支援センター職員、介護支援専門員等 【障害】相談支援専門員、医療的ケア児コーディネーター等
【医療】医療ソーシャルワーカー、訪問看護職員等 【地域】民生児童委員、子ども食堂事業者、NPO等

2 相談支援体制の充実（窓口の拡充）

子どもや周囲の大人が相談できる窓口、関係機関の連携支援を調整する窓口の拡充を支援

学 校 子どもに最も身近で相談しやすい窓口
SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用など校内支援体制の充実
ヤングケアラー支援の核となるSSWと児童福祉との連携強化
・SSWの要対協への参加や家庭への同行訪問等を推進

子ども家庭総合支援拠点 子どもに関する総合相談窓口
（要保護児童対策地域協議会）
子ども家庭支援員の配置に財政支援を行い、アセスメントや多機関が連携した支援調整機能を担う拠点の設置を拡大
R3.10月現在：9市町村 R4：全市町村の7割以上に設置

包括的支援体制の整備 属性を問わない生活課題の相談窓口
各市町村が早期に体制を整えられるよう後方支援を充実
支援体制の構築に向けて取り組む市町村：R3.10月現在6市町

3 早期発見（子どもと家庭の実態把握）

各分野におけるモニタリングや家庭訪問、支援プランの見直しなどにより、学校やケア関係機関等が、支援の必要な子どもを早期に発見
福祉・教育・介護・医療の各分野の専門職への研修によりアンテナを高める
把握した子どもを拠点や要対協につなげる地域ネットワークづくり

4 個々のニーズに応じた支援の充実

福祉 教育 連携 介護 医療

アセスメントにより子どものニーズを丁寧に把握し、関係機関が連携した支援を実施
各分野における制度サービスの適切な運用や支援調整
国が示す多機関連携による支援マニュアル(R3年度末)の普及

考えられる支援例

【負担軽減】ケアプランの見直し、家事支援や保育サービス等の活用促進、医療機関受診サポート など
【心のケア】学校での見守り、面談、オンラインサロン など
【個別ニーズ】学習支援、経済的支援、進路相談 など

県において、市町村の取組を支援するコーディネーターの配置を検討

R4年度実施予定の中高生実態調査の結果を分析し、新たな支援策も検討

目 標 ケアを担う子どもたちが社会から孤立せず、希望や将来への見通しを持って生活できる環境を整えることを目指す

取組と課題

要対協・・・要保護児童対策地域協議会

ヤングケアラーや貧困に係る対応が不十分

子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していないこと、家庭内の問題を学校に相談する保護者は少なく、課題が表に出にくいことから学校のみではヤングケアラー等、支援が必要な児童生徒や家庭の情報を把握することが難しい。

ヤングケアラーの認知度 「聞いたことはない」「聞いたことはあるがよく知らない」の回答率

中学2年生93% 高校（全日）2年生93.7%

<ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書>

校内支援体制の充実

スクールソーシャルワーカーは、家庭訪問や同行支援等、校外での支援を行うことが多いため、支援後の学校との情報共有や関係機関との連携などの時間の確保ができず、支援の充実が難しい状況がある。

課題解決に必要な要素

スクールソーシャルワーカーと市町村児童担当部署との連携強化

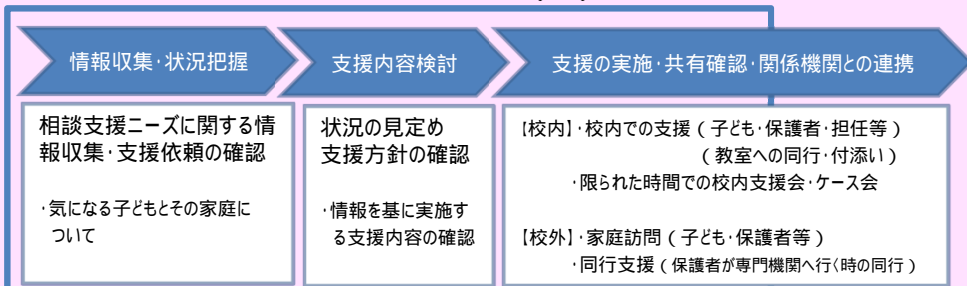
スクールソーシャルワーカーのカウンターパートに各市町村の児童担当部署を位置付け、定期的な情報共有の機会を増やし、ヤングケアラーをはじめ、気になる子どもや家庭への具体的な支援に関する相互連携を強化する。

スクールソーシャルワーカーの活用強化と支援の充実

スクールソーシャルワーカーの役割を全教員に周知徹底し、情報共有を推進すると共に、市町村担当部署との連携で得られた支援資源を活用し、これまで以上にスクールソーシャルワーカーによる継続した支援が充実するよう体制を強化する。

現状の勤務状況

現在の勤務状況における支援（例）

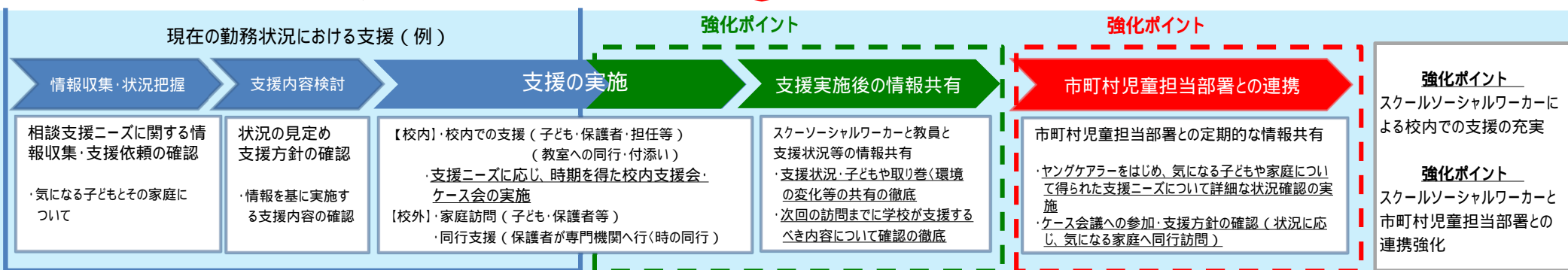


課題

校内での情報収集はできるが、市町村児童担当部署など関係機関を通じた情報収集の時間が少なく、潜在しているニーズを把握することが難しい。また、得られた情報が増えれば支援ニーズも高まるが、現在の勤務状況では家庭訪問や資源となりうる機関と交渉することが難しい。

現在の勤務状況では、対応する時間・支援の状況確認・校内支援会の参画・関係機関と連携する時間が十分に確保できず、短時間で対応したり、次回の勤務に持ち越したりしている。そのため、子どもや家庭の支援ニーズに対し、時宜を得た対応、十分な対応を行うことができていない。

新たな課題に対する支援充実のために今後、強化するポイント



1日での内容を全て行うことはできないが、状況に応じた必要な業務を継続して行うことで、年間を通じた対応が可能になる。

期待される効果

・学校のみでは把握できない厳しい家庭状況にある子どもの潜在的な支援ニーズの早期把握
 ・スクールソーシャルワーカーによる継続支援の充実と学校の支援体制の強化

・スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉担当部署との相互連携による支援体制の強化

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている